

相模原市には 人権を大切にしていけるための 共通ルール（条例）があります

相模原市子どもの 権利条例



子どもはみんな、生まれた時から幸せに生きる権利を持っています。この条例では相模原の子どもが生き生きと自分らしく成長していくために大切な子どもの権利と、子どもの権利を守るための大人たちの役割が決められています。

大切な4つの子どもの権利

生きる権利
安心して生きる権利

守られる権利
自分を守り、守られる権利

育つ権利
心身共に豊かに育つ権利

参加する権利
地域及び社会に参加する権利

令和6年3月制定

相模原市人権尊重の まちづくり条例



すべての人の個性を大切にし、お互いの人権を認め合う共生のまちをつくらせていくことを定めた条例です。よりいっそう人権を大切にしていけるため、令和6年3月に新たにつくりました。

人権を大切にできる心

性別、出身国、障害などを理由にした差別をなくしていく

人権を傷つけられた時に相談ができる

共生のまちとは、一人ひとりが、かけがえのない存在として大切にされ、生き生きと暮らせるまち、すべての人の人権が守られるまちのことです。

いやだと思ったことを「いや」と言うことも、
困ったときだれかに助けを求めることも、
あなたが持っている大切な権利。
いじめや差別のなやみは、話しにくいことかもしれない。
でも、思いきってつらい気持ちだけでも聞かせてほしい。

市の相談窓口

さがみみ（さがみはら子どもの権利相談室）

▶ 0120-786-108（子ども専用・電話代はかかりません）
月～金：13時～20時 土：10時～17時
※年末年始・祝日、青少年学習センター休所日を除く

さがみはら 子どもSOSダイヤル

▶ 042-707-7053
24時間受付

ヤングテレホン相談

▶ 042-755-2552
月～金：15時30分～21時 土：13時～17時
※年末年始・祝日を除く ※最終受付は終了の15分前まで
▶ yantele@city.sagamihara.kanagawa.jp
24時間受付（返信には数日かかります）

青少年相談センター

▶ 青少年相談センター 042-752-1658
▶ 南相談室 042-749-2177
▶ 城山相談室 042-783-6188
▶ 相模湖相談室 042-682-7020
月～金：9時～17時 ※年末年始・祝日を除く



人権総合相談窓口

▶ 042-769-6141
月～金：9時～17時 ※年末年始・祝日を除く

国の相談窓口

法務局 こどもの人権110番

▶ 0120-007-110
月～金：8時30分～17時15分



自分色 認め合い すべての人に

～人権尊重のまち・さがみはら～

すべての人は、一人ひとりに特ちょうがあり
それは色のように多種多様です。
どの色にも良さがあるように
一人ひとりの特ちょうにも良さがあり、
一人ひとりが違うからこそ
色どり豊かな世界を作ることができます。
どんな特ちょうのある人も
かけがえのない存在です。



相模原市

人権って何だろう？



クイズです。
第1問！「人権」はいつから持っているもの？
A 18歳 B 20歳 C 生まれながら

C！



お見事！

「人権」は、だれもが生まれながらにして持っています！

「人権」は、だれかからもらうものや、努力したから持っているものではありません。子どもでも大人でも、障害があってもなくても、どこの国の人でも、性別が何であっても、すべての人が同じように、生まれながらにして持っています。



第2問！世界中のみんなから、人権を大切にされなさいいけない人は誰？
A 総理大臣 B 有名な野球選手 C 全員

B！やっぱ、大リーガーでしょ！



残念！正解はC！

私たちは、一人ひとりが「かけがえのない存在」です！

人はだれもが「人権」を持っていて、存在そのものが大切にされる必要があります。人にはそれぞれ違いがありますが、私たちは、人間として等しく同じ「人権」を持っていて、一人ひとりが「かけがえのない存在」です。

何か、うれしいね！



第3問！「人権」ってどんな権利？
A 幸せに暮らしていく権利
B 平等にされる権利 C 表現の自由

A!?



お見事！けど、BもCも正解！

「人権」は、自分らしく幸せに暮らしていく権利です！

「人権」と言っても、色々な権利があります。だけど「人権」のことを考えるときのキホンの「キ」は、「自分らしく幸せに暮らしていく権利」です。

自分の人生をどう生きるかは、自由に選ぶことができます。自分なりの「幸せを求めていくこと」、自分のことは「自由に決められること」は、まさに「人権」として保障されているのです。

色々な権利はあるけど、おおもとは、幸せに暮らしていく、自由に決められるということなんだね。



そう。そして、もう一度確認すると、「人権」はみんなが持っているということ。

「人権」は、みんなが持っている「当たり前の宝物」！

だれもが持っていて、とても大切なもの。それが「人権」です。これは「当たり前の宝物」です。目には見えないけれど、自分の宝物を大切に、そして他のだれかの宝物も同じように大切にする必要があります。

だから、自分だけの「幸せ」や「自由」ばかりを求めて、他の人や社会に迷惑をかけてはいけません。

だれもが持っている「人権」だから、一人ひとりがお互いの「人権」を尊重して、「幸せ」があふれるまちにしていきましょう！

いいね！



～人権といじめ～

私たちは、一人ひとりが「かけがえのない存在」です。ただ「いる」だけで価値があり、「人権」を持っています。そして、一人ひとりに違いがあります。服の好み、気分があがる曲、好きな人、なりたい職業、住みたい場所……。

それぞれの「幸せ」があり、おかしいことなど一つもありません。お互いの「幸せ」を大切にしていくことが必要です。

「いじめ」は、だれかの「人権」を傷つけ、壊す行為です。暴力をふるったり、暴言を浴びせたりすること、自分と違うから馬鹿にしたり、仲間外れにしたりすることは、人としての存在価値を否定し、相手があるまま自由に、幸せに生きていくことを不可能にします。

だれもが同じ「人権」を持っているから、人の数と同じ数の「幸せ」があります。

「幸せ」の数を減らしてしまう「いじめ」は、あってはいけません。

